

第7回 定期 総会 議事録

1、日 時	令和元年8月5日(月)
2、場 所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、3番坪根委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員9名(國分、前田、橋本、宮瀬、黒土、今井、田村、武本、島津)
4、欠席委員	なし
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、後藤、井上
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	3番坪根委員、10番小野委員
福永局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中15名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願ひ致します。
中原会長	おはようございます。では、令和元年第7回定期総会をただいまより開催致します。では議事録署名は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
中原会長	それでは、議事録署名委員を3番坪根委員、10番小野委員にお願い致します。よろしくお願ひします。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番について事務局から説明をお願いします。
事務局(後藤)	議案朗読
議 長	1番について橋本委員に調査報告をお願いします。
1番(橋本)	1番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作で管理しますとのことで、問題ありません。審議を

	<p>お願いします。</p>
議長	<p>ただいま1番について橋本委員より調査報告がありました。異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め1番について当委員会は承認と致します。2番については審議に入る前に私が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室しますので議長として百留委員よろしくお願いします。</p> <p>(7番中原委員退席)</p>
議長代理(百留)	<p>中原会長が議事参与ということなので、代わって議長を務めさせていただきます。それでは2番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(後藤)	<p>議案朗読</p>
議長	<p>それでは2番について島津推進委員に調査報告をお願いします。</p>
島津推進委員	<p>2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作をするとのことでございます。審議をお願いします。</p>
議長代理(百留)	<p>ただいま2番について島津推進委員より調査報告がありました。異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議長代理(百留)	<p>異議なしと認め2番について当委員会は承認と致します。中原会長は入室をお願いします。</p> <p>(7番中原委員着席)</p>
議長	<p>それでは事務局3番について説明をお願いします。</p>
事務局(後藤)	<p>議案朗読</p>

議	長	3番について島津推進委員に調査報告をお願いします。
島津推進委員		3番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は5条申請を行います。審議をお願いします。
議	長	ただいま3番について島津推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め3番について当委員会は承認と致します。それでは事務局4番、5番について説明をお願いします。
事務局(後藤)		議案朗読
議	長	4番、5番について村上委員に調査報告をお願いします。
15番(村上)		4番、5番について報告いたします。貸人と借人両方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。なお解約後は農地の集積に伴う利用権設定となっています。ご審議の程お願い致します。
議	長	ただいま4番、5番について村上委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め4番、5番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号 議	長	農用地利用集積計画(案)の利用権設定について 議第2号農用地利用集積計画(案)の利用権設定についてです。なお、審議に入る前に村上委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。  (15番村上委員退席)
議	長	それでは議第2号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、

		農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (森下)		(農政振興課 担当 説明)
議 長		ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議 長		異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。村上委員は入室してください。
		(15番村上委員着席)
議 長		次に農用地利用集積計画(案)の所有権移転についてですが、私と植山委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。
		(5番植山委員、7番中原委員退席)
議 長 (百留)		中原会長が議事参与ということで、代わって議長を務めさせていただきます。議第2号農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (森下)		(農政振興課 担当 説明)
議 長 (百留)		ただいま農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議 長 (百留)		異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の所有権移転については承認といたします。中原会長、植山委員は入室をお願いします。
		(5番植山委員、7番中原委員着席)

議案審議 議第3号 議 長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局1番から3番まで説明をお願いします。
事務局（後藤） 議 長	議案朗読  1番から3番について橋本委員に調査報告をお願いします。
1番（橋本）	（1番の申請地の場所について説明） 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。 （2番の申請地の場所について説明） 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。 （3番の申請地の場所について説明） 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま1番から3番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め1番から3番について当委員会は許可と致します。4番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。  （1番橋本委員退席）
議 長	それでは事務局4番について説明をお願い致します。
事務局（後藤） 議 長	議案朗読  4番について橋本推進委員に調査報告をお願いします。
橋本推進委員	（4番の申請地の場所について説明） 双方に確認の結果、売買で間違いありません。所有権移転後は譲受人

		が自作するとのことです。審議をお願いします。
議	長	ただいま4番について橋本推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め4番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。
		(1番橋本委員着席)
議	長	それでは事務局5番について説明をお願いします。
事務局 (後藤)		議案朗読
議	長	それでは5番について高倉委員に調査報告をお願いします。
2番 (高倉)		(5番の申請地の場所について説明) 双方に確認の結果、売買で間違いありません。農地取得要件を満たしており、問題ないと思います。審議をお願いします。
議	長	ただいま5番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め5番について当委員会は許可と致します。6番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
		(1番橋本委員退席)
議	長	それでは事務局6番について説明をお願いします。
事務局 (後藤)		議案朗読
議	長	6番について田畑委員に調査報告をお願いします。

6 番（田畑）	（6 番の申請地の場所について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。
議 長	ただいま 6 番について田畑委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め 6 番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。
	（1 番橋本委員着席）
議 長	それでは事務局 7 番の説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議 長	それでは 7 番を田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番（田畑）	（7 番の申請地の場所について説明） 申請地は境界もはっきりしており、農地取得要件も満たしておりますので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま 7 番について田畑委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め 7 番を当委員会は許可と致します。それでは事務局 8 番について説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議 長	8 番について島津推進委員に調査報告をお願いします。
島津推進委員	（8 番の申請地の場所について説明）

		<p>双方確認の結果、売買で間違いありません。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま8番について島津推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め8番について当委員会は許可と致します。それでは事務局9番から11番について説明をお願いします。</p>
事務局 (後藤)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>9番から11番について尾家推進委員に調査報告をお願いします。</p>
尾家推進委員		<p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>申請地はいずれも境界がはっきりしており、生前一括贈与による農地取得です。農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。</p> <p>(10番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方確認の結果、贈与で間違いありません。申請地はいずれも境界がはっきりしており、農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。</p> <p>(11番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方確認の結果、売買で間違いありません。空き家バンク付随農地です。申請地もいずれも境界がはっきりしており、農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま9番から11番について尾家推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め9番から11番について当委員会は許可と致します。</p>

議案審議	
議第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議題4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	(1番橋本委員退席)
議 長	それでは事務局1番の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	1番について橋本推進委員に調査報告をお願いします。
橋本推進委員	(1番の申請地の場所について説明) 転用目的は貸資材置場用地です。雨水排水は水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま1番について橋本推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め1番について当委員会では許可と致します。それでは事務局2番から4番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	2番から4番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6番(田畑)	(2番の申請地の場所について説明) 転用目的は農地造成です。雨水排水は地下浸透及び隣地水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。 (3番の申請地の場所について説明) 転用目的は農地造成です。雨水排水は地下浸透及び隣地水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。 (4番の申請地の場所について説明) 転用目的は農地造成です。雨水排水は地下浸透及び隣地水路に放流し

		ます。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われま す。審議をお願いします。
議	長	ただいま2番から4番について田畑委員より報告がありま したが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め2番から4番について当委員会は許可と致 します。橋本委員は入室をお願いします。
		(1番橋本委員着席)
議案審議		
議第5号		農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件につ いて
議	長	議題5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関 する件について事務局1番の説明をお願いします。
事務局(中春)		議案朗読
議	長	1番について國分推進委員に調査報告をお願いします。
國分推進委員		(1番の申請地の場所について説明) 転用目的は住宅分譲用地(6区画)です。生活排水は公共 下水道に接続し、雨水排水は側溝で集水し、水路に放流 します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思 われます。審議をお願いします。
議	長	ただいま1番について國分推進委員より報告がありま したが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め1番について当委員会は許可と致しま す。それでは事務局2番について説明をお願いします。
事務局(中春)		議案朗読

議 長	2番について前田推進委員に調査報告をお願いします。
前田推進委員	(2番の申請地の場所について説明) 転用目的は賃貸共同住宅用地です。生活排水は公共下水道へ放流し、雨水排水は敷地内 U 字溝を経由し東側の水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま2番について前田推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め2番について当委員会は許可と致します。それでは事務局3番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	3番について橋本委員に調査報告をお願いします。
橋本(1番)	(3番の申請地の場所について説明) 転用目的は宅地分譲用地(4区画)です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と共に東側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま3番について橋本委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め3番について当委員会は許可と致します。それでは事務局4番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	4番について高倉委員に調査報告をお願いします。
2番(高倉)	(4番の申請地の場所について説明) 転用目的は宅地分譲用地(9区画)です。生活排水は合併処理浄化槽

		を設置し、雨水排水と共に東側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議	長	ただいま4番について高倉委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め4番について当委員会は許可と致します。それでは事務局5番と6番について説明をお願いします。
事務局(中春)		議案朗読
議	長	5番と6番について義経委員に調査報告をお願いします。
義経(4番)		(5番の申請地の場所について説明) 転用目的は建売分譲用地(6区画)です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と共に西側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。 (6番の申請地の場所について説明) 転用目的は宅地敷地拡張用地です。雨水排水は自然浸透で、オーバーフロー分については、隣接する自宅排水溝を放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議	長	ただいま5番と6番について義経委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め5番と6番について当委員会は許可と致します。それでは事務局7番について説明をお願いします。
事務局(中春)		議案朗読
議	長	7番について田畑委員に調査報告をお願いします。
田畑(6番)		(7番の申請地の場所について説明) 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、

	<p>雨水排水と一緒に西側の農道側溝に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま7番について田畑委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め7番について当委員会は許可と致します。それでは事務局8番について説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (中春)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>8番について尾家推進委員に調査報告をお願いします。</p>
<p>尾家推進委員</p>	<p>(8番の申請地の場所について説明)        転用目的は駐車場用地です。雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分については、敷地内で集水してから南側の水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま8番について尾家推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め8番について当委員会は許可と致します。それでは事務局9番について説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (中春)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>9番について玉麻委員に調査報告をお願いします。</p>
<p>玉麻 (13番)</p>	<p>(9番の申請地の場所について説明)        転用目的は貸駐車場用地です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分については、敷地内で集水後、東側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>

議	長	ただいま 9 番について玉麻委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め 9 番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第 6 号		非農地証明について
議	長	議第 6 号の非農地証明願に関する件について 1 番から 5 番まで事務局説明をお願いします。
事務局 (後藤)		議案朗読
議	長	ただいま事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第 7 号		その他議案について
議	長	議題 7 号その他について事務局説明をお願いします。
福永局長		(別紙議案のとおり)
議	長	はい、それでは総括を進めたいと思います。 議第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について当委員会は承認といたします。 議題 2 号、農地利用集積計画 (案) について当委員会は承認といたします。 議題 3 号、農地法第 3 条第 1 項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。 議題 4 号、農地法第 4 条第 1 項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。 議題 5 号、農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請に関する件につ

	<p>いて当委員会は許可といたします。</p> <p>議題 6 号、非農地証明願に関する件について当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長い時間審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第 7 回定期総会を閉会いたします。</p>
--	---